

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入の皆さまへ

## 8月診療分から70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険では、ひと月に支払った医療費(※)が高額になり、所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を申請により高額療養費として支給しています。

その高額療養費の70歳以上の方の上限額について、国の制度改正により8月診療分から下表のとおり変わります。

※入院時の食事負担や差額ベッド代などは含みません。

## 70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

7月診療分まで			8月診療分から		
適用区分			外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み	課税所得 690万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (4回目以降44,400円)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降140,100円)	
	課税所得 380万円以上の方			167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降93,000円)	
	課税所得 145万円以上の方			80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降44,400円)	
一般	課税所得 145万円未満	14,000円 年間上限額 144,000円	57,600円 (4回目以降44,400円)	18,000円 年間上限額 144,000円	57,600円 (4回目以降44,400円)
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯 (Ⅰ以外の方)	8,000円	24,600円	24,600円	15,000円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)				

※太枠で囲ってある網掛け部分が変わります。

問い合わせ先 保健福祉課 国保年金係 介護高齢係 (31)2512

# 介護保険を利用して 皆さまで済ませよう

**1** 特定入所者介護サービス費・施設入所時の居住費・食費の負担軽減)の手続きについて

施設入所時の居住費と食費は、所得や収入などの条件により、対象となる方は申請により「負担限度額認定証」を発行します。「負担限度額認定証」は毎年更新の手続きが必要です。6月中旬に対象となる方には申請書類を送付いたします。7月10日(火)までに必要書類と併せて提出してください。

## 対象

世帯全員が非課税で、預貯金等も要件に該当する方

①世帯が別でも、配偶者が住民税を課税されている方

②預貯金等(※)が単身で1000万円、夫婦で2000万円を超える場合

(※)「預貯金等」とは預貯金、信託、有価証券、現金(タンス貯金)などが対象です。

## 2 介護保険利用負担割合証を送付します。

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1〜3割を支払います。

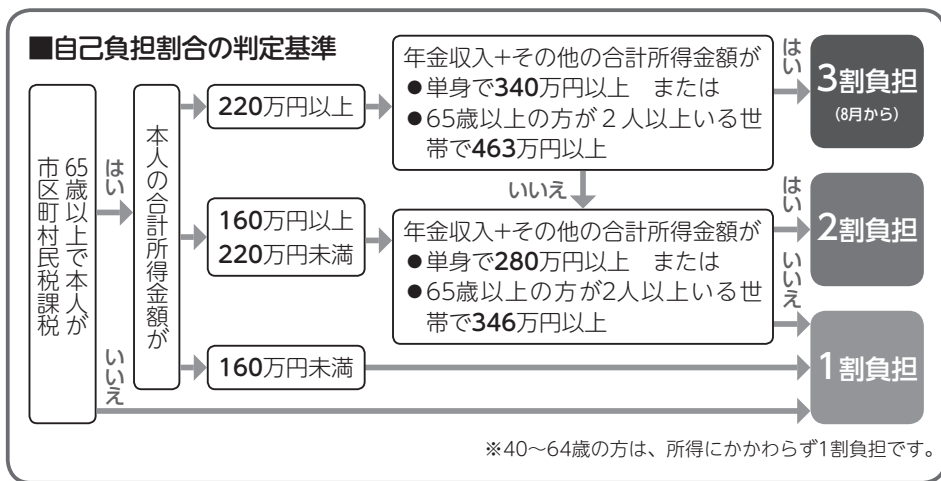
毎年8月1日を基準日として負担割合証は更新され、7月下旬に送付します。

## 変更点

8月から、介護保険サービスの自己負担が2割の方のうち、特に所得が高い方は負担割合が3割になります。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係(31) 2512



**児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している皆さまへ**

### 【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親や、父母に代わってその児童と同居し、養育している方に支給されます。

### 【特別児童扶養手当】

精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童を養育する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

※いずれも、所得制限などの要件がありますので、役場1階6番窓口までご相談ください。

**現在手当を受給されている方は、現況届(所得状況届)の提出をお願いします**

現在手当を受給されている方には、7月中にお知らせを送付します。内容をご確認いただき、指定された日程もしくは8月末までに必ずご提出ください。

※この届を出さないと、8月以降の手当が受給できません。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32) 6522